

令和元年9月定例会 防災対策特別委員会(付託)

令和元年10月7日(月)

[委員会の概要]

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】なし

折野危機管理部長

理事者において、説明又は報告すべき事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

西沢委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

臼木委員

農業用のため池についてお尋ねします。昨年の7月の豪雨では西日本を中心にため池が被災し、広島県では小さな女の子が亡くなったと聞いておりますが、県内の農業用のため池は、現在どのような状況になっているのですか。危険な状態のものはないのですか。お尋ねしたいと思います。

梅本生産基盤課長

臼木委員より農業用ため池についての質問を頂いております。県内には農業用のため池が541か所ございます。これらのため池ですけれども、大部分は築造後相当の年数が経過し、老朽化が進んでいるところでございます。そのため老朽化しましたため池につきまして、これまでも土地改良区等の関係者の同意を得ながら、堤体や取水施設等の改良などを実施してきたところでございます。次に、危険なため池がないかという御質問ですけれども、県では昨年度の7月豪雨の後、ただちに下流の家屋に被害を与える可能性のあるため池等464か所を対象に緊急点検を実施いたしました。その結果、堤体のひび割れや決壊につながるような重大な異常はございませんでしたけれども、6か所につきましては軽微な漏水や堤体の浸食が見られました。このため、その後市町や管理者が水位の低下と低水管理あるいは巡視の強化などを実施しておりまして、現在のところ危険なため池はございません。この6か所のため池ですけれども、1か所につきましては既に補修済みでございます。残る5か所につきましても補修やため池の廃止に向けまして、関係者の間で調整を行っているところでございます。

臼木委員

つるぎ町のほうには相当危険なため池みたいなのがあるように思うのですが、国は昨年度のため池の被災を契機として、防災上重要となる防災重点ため池等の見直しを行っていますが、これにより本県において対象となるため池が増えたのか減ったのかお聞きしたいと思います。

梅本生産基盤課長

委員より防災重点ため池についての質問を頂いております。防災上重要となります防災重点ため池の選定基準の見直しについてですけれども、旧基準の防災重点ため池は、下流に住宅や公共施設等が存在し決壊した場合に影響を与えるものや、ため池の規模が一定以上、例えば、堤の高さが10メートルとか、貯水量が10万トンということで規定されておりました。旧基準の防災重点ため池につきましては、県内に179か所ございました。新たな基準ですけれども、決壊した場合に人的な被害を与える恐れのあるため池と規定した上で、浸水想定区域やため池からの距離、貯水量により選定を行うことになりました。これを踏まえまして、本県におきましても市町村やため池管理者の協力を得ながら、防災重点ため池の再選定を行った結果、415か所となり、236か所増えております。

臼木委員

危険な状態のため池はないということですが、一方では防災重点ため池が増えているということでもあります。こうした状況を踏まえて、ため池対策に、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねしたいと思います。

梅本生産基盤課長

委員より、ため池対策の今後の取組はということについての質問を頂いております。ため池対策の今後の取組といたしましては、まずはソフト対策といたしまして、県民の皆さんの緊急時の避難行動や迅速な対応が可能となるよう、ため池に関する基礎情報の作成及び公表を推進してまいります。具体的には、年度内に県内全てのため池541か所につきまして、既に作成済みのデータベースを国の仕様に合わせて再整理いたしまして公表する予定でございます。また、防災重点ため池415か所を対象に、ため池のハザードマップ又は浸水想定区域図の作成・公表を推進してまいります。なお、このハザードマップですけれども、決壊した場合に家屋や公共施設等への影響度の大きいため池225か所につきましては、昨年度までに作成を完了しているところでございます。また、ハード対策といたしましては、決壊した場合の影響度の大きい優先順位の高いため池につきましては、耐震診断、豪雨診断等を実施しており、その結果も踏まえまして必要に応じて堤体の拡幅、あるいは洪水吐容量の拡大等の施設の補強工事を実施してまいります。併せて、利用されていないため池につきましては、統廃合につきましても検討してまいります。

臼木委員

ため池対策としてソフト対策、ハード対策の両面から取組を進めて行くということでご

ざいますが、特にハード対策は多くの費用を要したり、関係者の承諾を得る必要があるため時間を要するものと思われます。

そのため、県民の皆さんの安心安全を確保するためにも、まずはソフト対策を早急に進めていただきたいと思います。また、徳島県内には吉野川や那賀川などの大きな河川があるため、香川県や兵庫県のように多くのため池はありませんが、県内の、特に私が生まれた辺りの中山間地域においては、ため池を水源として特色ある農業が営まれていますので、今後とも農山村地域の防災、減災対策にしっかりと取り組んでいただきますよう強く要望して終わります。

山西委員

私からは何点かお尋ねしますが、まず浸水被害を受ける区域での不動産取引の重要事項説明についてお尋ねしたいと思います。土地建物の不動産取引をする業者は、土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域などについては、家を建てたりあるいは借りたりといった際に、顧客には契約時に災害リスクを重要事項として説明する義務がございます。一方で、浸水するおそれの高いエリアについては、この説明の対象外ということでございまして、私の地元では特に飯尾川や渡内川があり度々浸水していますが、その辺りの土地の取引についてはこの重要事項の説明の対象外となっております。法律上こうなっているものの、やはり土地取引の中で情報提供するということは非常に重要であるという認識を持っております。そこで、現状において県としてはどのような対応しているのかお尋ねします。

高島建築指導室長

宅地建物取引業法におきましては、不動産取引時に宅建業者が購入予定者に対して、その土地に関する重要事項の説明をしなければならないと定めております。この重要事項につきましては、委員のおっしゃるとおり、土砂災害警戒区域や津波のイエローゾーンといった法令に基づく規制については規定されておりますけれども、現状では洪水などの浸水、水害リスクに関する重要事項の説明は規定されておられません。しかし、九州での大雨や昨年の西日本豪雨など近年降雨量の増大による水害が甚大化する傾向にあることから、全国知事会でも洪水による浸水想定などのハザードマップについて宅地建物取引業法を改正し、土地取引時の説明を義務づけるよう国に提言することとなりました。また、県におきましても独自の取組といたしまして、浸水想定区域など土地購入の判断に必要な事項を宅地建物取引士の法定講習におきまして、購入予定者にお伝えするよう現在指導しているところでございます。

山西委員

団体や宅建業者にそういうリスクをお知らせすることをお願いしているということで御答弁を頂きましたけれども、滋賀県などは、過去に浸水が発生したエリアの情報を説明することを努力義務ではありますが、そういった規定を盛り込んでいる状況でありまして、今、全国知事会から国に対して提言をしたという状況もありますけれども、やはりこの浸水リスクがますます高まっている中で、私はもう一步踏み込んで徳島県として独自の対策を取るべきではないかというふうに考えますが、そのあたり、もう一步二歩踏み込んだ御

答弁を頂きたいと思います。

高島建築指導室長

今の山西委員の御指摘も踏まえまして、浸水想定区域のエリアかどうかにつきましては、不動産購入時の必要な情報の一つであることから、今後県といたしましては、不動産関係団体を通じまして、宅建業者が取引時に水害リスクを購入者に説明するよう依頼するとともに、東部県土整備局や各県民局におきましても重要事項の調査に訪れた宅建業者、それから新規購入の際の手續の相談に訪れた行政書士や建築士に対しまして、河川ごとに作成した浸水想定区域図をはじめ、過去の大雨、平成16年の台風第23号などで浸水したエリアの情報など、水害リスクについて情報提供を行っていきたいと考えております。今後ともあらゆる機会を通じまして、土地購入者が不利益を被ることのないよう水害リスクの周知に努めていきたいと考えております。

山西委員

前向きな御答弁を頂きました。是非、東部県土整備局や南部、西部の総合県民局それぞれの窓口において周知徹底をしていただいて、土地建物購入者に不利益が生じないように災害リスクについて周知をお願いしたいと思います。

それから、徳島南環状道路についてもお尋ねをいたしたいと思います。現在、徳島南環状道路の整備が少し遅れているのではないかという声もよくお聞きをいたしますが、現状どのようになっているのかお尋ねいたします。

小津高規格道路課長

山西委員から徳島南環状道路の整備状況について御質問を頂きました。国が施工する徳島南環状道路は、徳島市中心部やその周辺地域における慢性化した交通渋滞の緩和や、日常生活における交通利便性や安全性の向上などを図る約9.5キロメートルの重要な道路と認識してございます。平成7年度から工事に着手しておりまして、平成12年4月までに国府町観音寺から延命までの2.6キロメートルが、また、平成24年7月には八万町大野から橋北までの1.1キロメートルの側道が供用いたしまして、平成27年2月には、八万町橋北から、一般国道438号交差点までの2.2キロメートルの区間が供用してございます。これら供用によりまして、周辺では主要渋滞箇所の渋滞長が約9割減少するなど、渋滞緩和や通学路の安全性向上に大きく寄与しているものと考えてございます。残る区間、国府インターチェンジから上八万インターチェンジとなっておりまして、現在、用地取得を終えたところから順次工事に着手しているところでございます。

山西委員

部分的には整備が進んでおりますが、やはり目立つのが国府インターチェンジから上八万インターチェンジの約4キロメートル、これはなかなか目に見える成果が見えてこないというのが、住民の声ではなかろうかというふうに思います。この国府から上八万の間の約4キロメートル区間の課題を具体的に挙げていただきたいと思います。

小津高規格道路課長

山西委員から国府インターチェンジから上八万インターチェンジの区間の課題についての御質問を頂きました。国府インターチェンジから上八万インターチェンジの区間につきましては、延長が長く橋梁^{りょう}やトンネルなどの大規模構造物が多いこと、工事着手が最後であったこと、残る用地取得が一部難航していることなどの課題がございます。用地取得に関しましては、昨年度末までの進捗率は約8割を超えておりますものの、地図混乱や相続人多数、それから事業に一部反対する方がおられるなどの理由から、未買収地が残っており早期の取得が必要と考えてございます。また、鮎喰川にかかる鮎喰新橋の所につきましては漁業権が設定されておりまして、事業実施に当たっては関係者の同意が必要となり、現在協議を進めておるところでございます。

山西委員

鮎喰川にかかる鮎喰新橋の漁業権については、別途これはしっかり漁業協働組合と協議を進めていただきたいと思います。土地の補償のほうですけれども、土地収用法の適用を行うにはその前に事業認定が必要であります。そろそろ、この土地収用法の適用を視野に事業認定を考えていくべきではないかと私は考えておりますが、この課題解決に向けた取組についてお尋ねします。

小津高規格道路課長

委員から課題解消に向けた取組をという御質問を頂いてございます。未買収の用地につきましては、まずは誠意を持って粘り強く任意交渉を進めることが重要であると考えてございます。一方、地図混乱でございますとか、相続などの課題、これにつきましては交渉を重ねるだけでは解決できない場合もございますので、早期の用地取得に向けまして、土地収用法の適用、これも視野に入れながら、事業者である国にその適用を提案しているところでございます。

山西委員

事業認定についても準備を進めるべきではないかということをお願いしましたけれども、このことについてはいかがですか。

小津高規格道路課長

土地収用法の適用に向けましては、事業認定の取得が必要でございます。そのために、今国のほうに対しまして、土地収用法の適用、それについては事業認定の取得についても検討いただくように提案しているところでございます。

山西委員

なかなか答弁しづらいのも分からないでもございませませんが、やっぱり、ある程度スピード感をもってやっていただきたいというふうに思います。住民の皆さんの期待も大きいし、防災上の観点からも非常に重要な道路になってこようかと思っておりますので、今後どういうふうに進めていくのかお尋ねいたします。

小津高規格道路課長

徳島南環状道路の今後の取組について御質問を頂いております。徳島南環状道路は、徳島市中心部やその周辺地域の交通渋滞の緩和をはじめ日常生活における交通利便性、安全性の向上、地域活性化に寄与するなど大きな効果が期待できる重要な道路と認識してございます。当面の課題となっております用地取得につきましては、引き続き粘り強く任意交渉を重ねるとともに、土地収用法の適用、事業認定の適用も視野に入れまして具体的な作業を進めるよう国に働き掛けてまいります。また、関係者の同意につきましては、早期に事業に御理解いただけますよう国とともに協議を続けてまいります。県といたしましては、残る国府インターチェンジから上八万インターチェンジまでの4キロメートル区間につきまして、1日も早く供用できますよう、事業者の国と連携いたしまして、課題解決を図っていくとともに、予算確保についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山西委員

是非スピード感を持ってお願いいたします。最後に、もう1点だけ。自治体BCP、業務継続計画についてお尋ねをしたいと思いますが、県内24市町村、それから徳島県もありますので全てで25団体あると思いますが、このBCPの策定状況はどのようになっているかお尋ねします。

坂東危機管理部次長

BCPの策定状況についての御質問でございます。現在BCPにつきましては、県内24市町村に徳島県を含めた25団体全てで策定が完了しております。

山西委員

全ての団体で策定済みということでそこは率直に評価をいたしたいと思いますが、その中でもう少し掘り下げてまいりますと、そのBCPの中に重要6要素11項目を盛り込むべきだということで、国は示していますが、この重要6要素11項目を全て満たしている自治体はどれぐらいあるのかお尋ねします。

坂東危機管理部次長

重要6要素11項目についての御質問でございます。重要6要素と申しますのは、例えば首長が不在になった時の代行順位でありますとか、代替庁舎、庁舎が被災をした時に代わりにどこで活動するのか、また電気、水、食料等の確保、それから多様な通信手段の確保、そして行政データのバックアップ、例えば住民基本台帳がこれに当たるとは思いますけれども、そして非常時優先業務、例えばどの業務を止めてどの業務を継続させるのかという業務の選定でございます。これらについて、現在、県と9市町村、合わせまして25団体中10団体が全て6要素について定めているという状況でございます。

山西委員

25団体中10団体が定めているということで、現状でいうとまだ半分にも至っていないとい

うことで、これも課題だというふうに思っています。それぞれの自治体で、どこまでこの重要6要素11項目が含まれているのかというのはいろいろあると思いますけれども、まだこの要素が満たされていない自治体の中で傾向として、どの要素が比較的満たされていないのか、具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

坂東危機管理部次長

この要素の中で、特に満たされていないものとしましては、例えば電気、水、食料等の確保というものがございしますが、このうち電気については、ある程度出来ておりますけれども、例えば水や食料、これは通常の被災者の方のものとは別に行政職員が活動するためのものになりますが、こうした点については備蓄量の定めがされていないところがかなりありまして、現在は56パーセント、全体でいいますと14団体において定められているという状況でございます。一方で、例えば首長の代行順位でありますとか、それから代替庁舎の特定、そして非常時優先業務の整理、こうしたものについては100パーセント全ての団体で策定している状況でございます。

山西委員

自治体からしたら住民の皆様方の備蓄、食料や水のほうが優先になって、多分職員さん達の食料が後回しになっているのかなというような印象も受けました。気持ちは分からないでもないですが、自治体の機能がストップしてしまいますと、これはもう大変な事ですから、住民の皆様方の備蓄は大事でありますけれども、同時に役場、あるいは県庁の職員さんの備蓄、これは非常に重要だというふうに思っています。そういうこともこれから各自治体と十分協議をして、この国が示す重要6要素11項を全て満たす、それは25団体全て満たすというのが私は望ましいと思えますので、今後この課題を含めて、どのように連携を図っていくつもりなのか、お尋ねをいたします。

坂東危機管理部次長

このBCPにつきましましては、常にPDCAによる見直しを行っていく必要がございます。特にいろいろな災害が起きている中で、今回千葉の災害でもありましたけれども、長期の停電でありますとか、新たな課題というのが出てきた場合、それからアクセスの問題でありますとか、いろいろ課題が出てまいります。それに応じて、見直しを行っていくということが必要になるかと思えます。具体的には県内を4ブロックに分けまして、徳島大学と協力をしながら、まずBCPの中身に関してどういうことを考え方に含めているのかということについて、毎年研修会を行うと同時に、我々も市町村を回らせていただいて、見直しに向けた動き等についてヒアリングをしております。また、これとは別に、BCPのシンポジウムを年に1回開催いたしまして、他県の先進事例でありますとか、被災した自治体の方々の体験談といったもののお話を伺いながら、見直しについての新たな動機付けにしていこうという状況でございます。

達田委員

先日頂きました、徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の実績概要というこの資料に基づいてお尋

ねをしたいと思います。一つは大規模自然災害が発生した時でも、全ての人命を守るという中に、学校施設の耐震化率というのが入っております。実はこれは、請願でも出されている項目と関連しますので、お尋ねをしたいのですけれども、ここで公立高等学校と公立小中学校の耐震化率というのが出ております。公立高等学校ではもう既に100パーセントまた、公立小中学校では今99.4パーセントということになっておりますけれども、この耐震化率というのは、校舎と体育館というふうにお伺いしているのですけれども、校舎と体育館だけというふうな認識でよろしいでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま達田委員より、学校施設の耐震化について御質問を頂きました。耐震化の対象が校舎と体育館だけでいいのかという内容かと思えます。新耐震基準以前に建てられました学校施設につきまして、一定規模以上のものには耐震診断が義務付けられております。今の御質問の対象が、校舎と体育館だけかということですが、非木造の2階建て以上または、延べ面積が200平方メートルを超える建物、木造ですと3階建て以上又は、延べ面積500平方メートル以上の建物が対象となっております。

達田委員

今おっしゃった以外の校舎等は、幾つ残っているのでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま、校舎等以外の建物がどのくらい残っているかという御質問でございます。県立学校におきましては、義務付け以外の小規模の建物につきましても、耐震診断の努力義務があるということになっております。このことから小規模建物の耐震診断につきましても、平成29年度から計画的に実施をしているところでございます。平成31年4月1日現在で小規模建物、倉庫や渡り廊下、部室等につきまして、現在県立学校については268棟ございます。小中学校については、把握してございません。

達田委員

県立学校については268棟ということなのですが、先ほどおっしゃいました倉庫とか、あるいは生徒さんがスポーツなどをする時に部室が校舎と別にある場合もあります。また、自転車置き場ですとか、給食調理室が別棟にある場合もありますし、長い渡り廊下があったりするんですね。それから農業の勉強をしている学校では、ビニールハウスや農機具を置く倉庫とか、いろんな建物がございますね。そういうのを含めて268棟というふうに認識しているのかなと思うのですけれども、それらについては耐震診断を平成29年度から行っているということなのですが、今現在は校舎と体育館を除いて耐震診断ができてるのは、何パーセントになるのでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま、小規模建物についての耐震診断がどのくらいできているのかという御質問でございます。県立学校におきましては、小規模建物のうち実習地や温室など生徒さんが使

っているものにつきましては、小規模建物のうち1割程度でございます。残りは一時的に使用するような倉庫でありますとか、渡り廊下等が大半になっております。どのぐらい耐震診断ができていますのかということでございますが、耐震診断につきましては、平成28年度までに校舎と一体になっているような渡り廊下につきましては、既に3棟の耐震診断をしております。平成29年度は実習棟、倉庫など18棟、平成30年度は6棟を実施しております。今年度は部室など5棟を予定しております。ということで、これまでに27棟の耐震診断を実施しております。

達田委員

割合でいいますと、どれだけの割合で耐震診断ができていますのでしょうか。そのうち耐震化もできているというのは、どれだけになるのでしょうか。

藤本施設整備課長

昨年度までに実施できておりますのが27棟でございます。小規模建物が268棟ございますので、約1割の耐震診断を実施しております。耐震診断の結果でございますが、27棟のうち7棟が、耐震性能があるという結果でございました。

達田委員

ということは、まだ、たくさん耐震化をしなければいけないという所が残っているということなんですが、県立の公立高校においてそういう状況ですから、小中学校ではなおさら多いのではないかと思うんですけれども、この数字というのは先ほどちょっとよく分からなかったんですが、把握はされているのでしょうか。

藤本施設整備課長

公立小中学校につきましての御質問でございますが、公立小中学校についての小規模建物の対象数は把握してございません。

達田委員

小中学校についてはまだ、把握ができてないということで、公立小中学校については各市町村が責任をもって調べるということが主だと思うんですけれども、県として、どういう状況かということを一応把握して、知っておくべきことではないかと思えます。ですから是非、各市町村において公立小中学校の施設、どういう状況かというのを、一目で分かるような、それこそ、先ほどおっしゃっていた情報提供というのをきちんとやっていただきたいなと思えます。それで、倉庫や部室とかいろいろな建物がありますが、いざ発災という時に生徒さんたちは必ず教室にいるとか、体育館にいるとかとは限らないと思うんです。スポーツをしている場合もあるかも分からないし、また農業実習をしている場合があるかも分かりませんし、小中学校におきましては、以前、サッカーゴールのようなものとか倒れてきて亡くなったとか、そういうこともございました。だからいろいろな構造物そのものの安全性というのをきちんと確認をして、対策を立てていかなければいけないのではないかと思うんです。それで、もう1点お伺いしたいのですけれども、学校施設の耐震

化, その校舎とか体育館以外に, 体育館の天井とか壁とかの非構造部材, その点もきちんと調べて安全対策をしてくださいよということで, 文部科学省から, 何年も前に通知も来ていました。この委員会でも問題にされてきましたけれども, 非構造部材については, いかがでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま, 学校の非構造部材の耐震化について御質問を頂きました。非構造部材とは, 天井材や外壁, 照明器具, 窓ガラスなど建築物の柱や梁などの構造物以外の部分を指しておりまして, 地震時にはこれらの物が落下や飛散し, 児童生徒に危険を及ぼすおそれがあることから, 現在, 対策工事を進めているところでございます。まず県立学校につきましては, 平成24年度から避難所となる体育館に, 落下防止ネットを張るなど, 昨年度末までに35校全てで対策を完了いたしました。今後は避難所となる体育館以外の建物につきましても, 劣化による非構造部材の被害拡大を未然に防ぐよう, 定期点検結果を踏まえた老朽化対策や安全対策を進めてまいります。次に, 市町村立学校につきましては, 機会あるごとに対策工事等につきまして, 助言指導を行っております。文部科学省所管の補助制度についても, 周知に努めているところでございます。今後ともこのような取組により, 建物本体はもとより, 非構造部材の耐震化につきましても, 積極的に安全対策を進めてまいります。

達田委員

先ほどおっしゃった公立の高等学校268棟のうち27棟ですよということで, 約1割の分はできているということなんですけれども, 後の分についてはいつまでに, きちんと対策をしようという計画があるのか。それからもう1点は, 非構造部材に関しましてはいつまでにきちんと対策をしようという計画があるのか。この2点についてお尋ねいたします。

藤本施設整備課長

ただいま, 小規模建物の耐震化についての計画, それから非構造部材についての計画ということで2点御質問を頂きました。まず, 小規模建物につきましては, 平成29年度から計画的な耐震診断を実施しているところでございます。今後は, 学校とも協議の上, 使用状況等を考慮いたしまして, 優先順位などを付けた上で, 速やかな耐震診断を実施し, 診断の結果, 耐震性を有してないものにつきましては, 学校全体の長寿命化改修なども視野に入れまして, 計画的に耐震化を進めてまいりたいと考えております。それから, 非構造部材につきましては, 繰り返しになりますけど, 県立学校におきましては, 避難所となる体育館につきましては, 昨年度までで対策を完了しております。今後は, 避難所となる体育館以外の建物につきましても, 非構造部材の被害拡大を未然に防ぐよう, 定期点検結果を踏まえた老朽化対策など安全対策を進めてまいる計画でございます。

達田委員

いつまでかというとのは, 計画にないのでしょうか。できるだけ早くということのは少し分かりにくいのですけれども, いかがでしょうか。

藤本施設整備課長

いつまでにとという御質問でございます。現在のところ、いつまでにとという計画は立ててはございませんが、学校全体の長寿命化改修、こういった計画も視野に入れながら、優先順位を付けた上で耐震化を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

学校というのは子供たちが1番安全に過ごせる場所というふうな、誰もがそういう認識を持っていると思うんです。ですから、本当に安心して子供たちを学校に行かせられる、そういう状況でなければいけないと思うんです。ブロック塀の下敷きになって命を落としたというブロック塀を点検しましょうということでやると、誰かが犠牲になって初めて対策が立てられるというような状況が続いてきました。そういうことではなくて予防策をきちんと早くしていただきたいと思います。こういうことをしなければいけないということは分かっているわけですから、早く、いついつまでにやろうということを目標を決めて、是非、取り組んでいただきたいと思いますが、目標を決めるという点ではいかがでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま、目標を決めてはどうかというような御質問でございます。繰り返しにはなりますけれども、使用状況等を考慮いたしまして、学校とも協議の上、学校全体の長寿命化と合わせて、計画的に進めてまいりたいと考えております。

達田委員

是非、教育施設の安全ということで、力を入れていただきたいと思います。大事な子供たちの命を守るというのが本当に第1番だと思いますので、強くお願いをしておきたいと思います。

それから、2点目に移らせていただきます。2点目は、平成30年度で防災拠点となる県有施設の耐震化率が99.4パーセントということになっております。100パーセントに向けて推進ということが書かれているんですけれども、あと僅かだと思っておりますが、これはどこを指しているのでしょうか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

委員から、防災拠点となる県有施設の耐震化率について御質問を頂きました。令和2年度以降に改修等を予定している所は、残り2棟となっております。分野としては、警察関連の部署と伺っております。

達田委員

これは、大きな建物のことをおっしゃっているんですね。それで、全て100パーセントになるということで、よろしいでしょうか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

そうです。防災拠点となる県有施設ですので、ある程度の規模となるような、先ほどの避難所となるような庁舎など大きな所がこの対象となっております。

達田委員

今、建築をこれからやりましょうということで、やって、それができたら100パーセントということだと思んですけども、防災拠点と言いますと徳島県下、西から南まで広い範囲にわたっております。そしていざ発災ということになりますと、その地域地域の警察の力というのも非常に求められると思います。地域の警察署、それから交番とか駐在所については、もう既に耐震化はできているのでしょうか。

楠警察本部警備課災害対策官

ただいまの御質問ですが、交番駐在所の耐震性についての御質問とお伺いしました。

本年4月1日現在において、県下の交番駐在所等のうち、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設は33か所ございますが、大部分が2階建て鉄筋コンクリート壁式構造でありまして、比較的、地震に強い構造となっているものと認識しております。

達田委員

ということは、別にこれは対策しなくても大丈夫だということによろしいのでしょうか。

石川警察本部警備課長

駐在所、交番等について126施設ございます。そのうち今、申しあげましたとおり、33か所が耐震化をできていないと。昭和56年以前のものであると、そういうことでございます。それで、今、駐在所等につきましては、PFIの事業によりまして、建て替えを進めているというところでございます。

達田委員

今、駐在所の建て替え等が行われているということなんですけれども、全部で後、建て替えないといけないというのは何棟ございますか。

西沢委員長

小休いたします。(11時22分)

西沢委員長

再開いたします。(11時22分)

石川警察本部警備課長

建て替えにつきましては、中長期ビジョンで現在計画しておりまして、このうち建て替えということにつきましては、現在のところ無いという状況でございます。

達田委員

建て替えをしなくても、もう全て大丈夫だと地域の皆さんが認識してよろしいということで、いいんですか。

石川警察本部警備課長

そのように解釈していただいて結構でございます。

達田委員

交番が統合をされて、地域にあった駐在所が無くなってしまって、不安を抱いてる方もいらっしゃると思います。そういう場合に、何か発災という時にちょっと遠くなってしまった交番から、いち早く駆けつけてもらえるという、そういう保証があるのかどうかということでよく問い合わせもされるんですけども、その点はどういうシステムになっているでしょうか。

尾田警察本部警備部長

全体的な御質問ですので、私のほうから答弁させていただきます。現在、警察では交番駐在所の再編整備という方向で計画しておりますけど、これは、駐在所というのはどうしても、執務時間内というのがございます。そこで交番というのは24時間対応をしておりますので、どうしても現在、コンビニに代表されますように、24時間型社会になってきておりますので、駐在所では都市部においてはなかなか対応できない。そこで、交番化という方向で進めております。ですから、駐在所を三つ四つを一つにして交番化するということであると、地域の方から若干遠くなったというイメージを持たれる方もいるかも知れませんが、逆に考えれば交番であれば24時間対応ということで、複数の警察官が勤務しておりますので、夜間でも警察官が現場対応可能というような状況になってきます。こういうメリットを十分、地元の住民の方にも説明してまいりたいと考えております。また施設の事につきましては、どうしても警察、交番、駐在所を含めると数が多くございます。その中で老朽性があって必要性の高い施設について、PFIによって一括建て替え、また中程度の古さの施設につきましては、できるだけ施設を長持ちさせるように長寿命化でリフォームとか、大型リフォームなどを考えながら施設の総数とバランスを取りながら、施設整備に努めているところでございます。

達田委員

様々な地震対策とか津波対策とか大雨洪水対策等がありますけれども、信号機が止まってしまったとか、いろんな想定外の事が起きてきまして、本当にそういう時にすぐに対応できるような体制を是非心配ないように、こういう時はこうしますよということで示していただけたらと思います。余談になりますけれども、今建て替えも行っておりますけれども、PFI方式でやっているということで、県外の手業者さんにやってもらっているわけですが、地元の業者さんが直接請け負えるようなやり方で是非施設の整備もお願いできたらと思います。

次ですけれども、先の事前委員会で電力供給ということでお尋ねしたんですけれども、

この中に無電柱化した県管理道路の延長ということで、大規模自然災害発生直後から救助救急医療活動等が迅速に行われるというために必要なことの一つだということで書かれているんだと思うんですけども、無電柱化している県管理道路の延長というのが平成30年に11.6キロメートル、そして目標値が11.8キロメートルということなんですけれども、この目標等につきましてどこでどういうふうにしているのか、説明をしていただけますでしょうか。

川口道路整備課長

今、達田委員から、無電柱化についての御質問を頂いたところでございます。去る9月の台風第15号に伴いまして大規模な電柱の倒壊等があり、電線類への損傷を被ったということで、千葉県を中心に大規模かつ広域的な停電が発生したという状況でございます。こうした中で、徳島県の無電柱化はどうしているかということでございますけれども、先ほど達田委員からお話もありました県管理道路といたしましては、現在の整備延長約11.6キロメートルの無電柱化が平成30年度末の時点で完了しております。現在鳴門公園線におきまして、良好な景観形成の観点から歩道整備と併せて無電柱化事業を行っているところでございます。まず、徳島県の無電柱化の考え方でございますけれども、通行空間の安全性・快適性の確保や良好な景観形成・防災能力の向上の観点から、今度、新たな未知への挑戦とくしま行動計画や、国土強靱化^{じん}地域計画、これにも位置付けておりまして、これの中では令和4年度までに国県市町の管理道路併せて整備延長といたしましては、34.4キロメートルの整備を行っていきたいというふうにさせていただいております。こうした中で、県管理道路につきましても無電柱化を進めていくという中では、整備コストが高いことや電線管理者との多岐に渡る調整、こうしたものが必要でありますけれども、引き続き防災安全円滑な交通確保の観点から関係機関とも連携いたしまして、コスト縮減の検討も進め無電柱化の推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

達田委員

この前の千葉県の台風の災害というところで、鉄塔が2基、それから倒壊した電柱が84本というふうにお伺いいたしました。その他にも風で木が倒れて電線が切れてしまったとか、それからトランスに引っかかっているとか、そんな所がいっぱいあって、本当に50万戸以上の戸数で停電が起きてしまったというようなことでした。そういう点でも無電柱化というのは非常に大事な事業であるかと思うのですが、県下に全部に広げるということはとてもできないと思うのですが、住宅が多く密集している場所、人が多く住んでいる場所、そういう所は大事な事業として取り組んでいただきたいと思っております。電柱がない所というのは、比較的狭い道路であっても電柱が無くなると、広がって安全に自転車が通れるというのも見受けられます。そういう安全面でも大事な事業だと思っておりますので、広げていただけたらと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

最後にお伺いするんですが、こっちは「とくしま-0作戦」のほうなんですけれども、耐震性が不十分な住宅建築物の耐震化の促進ということで、住宅建築物の耐震化についての普及啓発等を実施し、耐震化の促進を図るということで令和元年度3,800件、令和2年度に4,800件というふうに目標を立てておられます。この耐震相談件数なんですけれども、

令和2年度までに4,300件ということなのですが、どういうふうな状況で耐震の相談をなさって、それが実際の耐震診断、耐震改修に結びついているのかという状況をお尋ねいたします。

高島建築指導室長

今回、国土強^{じん}韌化地域計画におきまして、新たに追加させていただいた項目でございますけれども、この項目につきましては、「とくしま-0作戦」地震対策行動計画に以前から載せている項目に合わせる形で今回新たに追加させていただくことにしております。県におきましては、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震など大規模地震に備えまして、木造住宅の耐震化に向けた普及啓発の一つとして、二つの建築団体と連携し、県民の皆様の耐震化に関する疑問などにお答するために構造に詳しい建築士による耐震相談を実施してきたところでございます。これまでの一般の方からの主な相談内容としまして、電話の相談が多いのですが、耐震診断・改修に関する支援制度の内容、支援制度を受けるための手続の方法、耐震診断や耐震改修を行うときの現場での実施方法など様々な疑問についての相談があり、その他設計者や施工者からも技術的な質問もあったところでございます。平成9年から実施しておりますけれども、昨年度末までの相談件数につきましては3,814件でございました。特に平成27年に牟岐町で大きい地震が発生して以降、年間500件の相談が引き続き寄せられており、今年度も9月末時点で約290件の相談があり、現在累計で4,100件となっております。最近の年度別の件数といたしましては、平成27年度以降になりますが、平成27年度は相談が555件に対しまして耐震診断は1,027件、耐震改修に至った件数は251件。次の平成28年度、熊本地震がありましたけれども、相談が595件、診断が1,211件、改修が355件。次の平成29年度は、相談590件に対して診断が853件、改修が392件。昨年度につきましては、相談が501件で診断が935件、耐震改修431件となっております。この耐震相談を契機に診断や改修に進まれた方も多いと考えておりますけれども、相談以外にもイベントでの無料相談会や耐震出前講座など様々な取組を行っているため、何が次に進むきっかけになったのかは把握できておりません。今後もできるだけ多くの方に耐震化に向けた普及啓発ができるように様々な機会を捉えまして取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

昨年、平成30年の実績を見ましても、徐々に徐々に数が伸びてきているという状況だというふうに書かれております。様々な努力の結果、そういうふうになっていると思うんですけれども、あと一気に耐震改修を進めて安全な住宅づくりというのが本当に求められていると思うのです。相談、診断、それからの実際の工事ということで、地元の業者さんに同じ人を頼めるよということは、先日高知県でもお伺いしてきたんですけども、徳島県の場合は相談と診断とが別々になっているんでしょうか。それとも同じ人がしていただけるんでしょうか。その点でかなり違ってくると思うんですけども、いかがでしょうか。

西沢委員長

小休します。(11時37分)

西沢委員長

再開します。(11時37分)

高島建築指導室長

最初の時は、そういうものはありませんでしたけれども、耐震診断、改修工事を誰に頼んだらいいか分からないということが、改修が進まない要因としてありまして、平成30年から耐震スーパーバイザーとして独自の制度で運営しておりまして、耐震診断、それから改修について一貫してやれるということで、新たな制度を創設しておりまして、20事業所を現在認定しているところでございます。

達田委員

最後なんですけども、先日高知県に行かせていただいて、いろいろ先進事例をお伺いしてきました。こういう中で地元の業者さんの力を大いに引き出すようなやり方で診断をし、そして、改修をしているというような話もお伺いしてきました。是非、徳島県でも地元業者さんの力を引き出して、そして地元に着した仕事、後々責任ある仕事ができるという状況になってくると思いますので、是非、そういうやり方をお願いをして終わります。

北島委員

先の一般質問におきまして、私のほうから復興指針について、質問をさせていただきました。その御答弁の中で復興指針を年末までに作成し、今後事前復興に取り組んでいくという御答弁を頂きました。事前復興という言葉につきましては、私は平時から被災イメージを共有して、そこからの復興に向けた準備などを進めていくと理解をしておりますが、最近これに似たものとして、平時から災害時をイメージいたしまして、平時、非常時、どちらの場合にも、対応できるものを作り出す、いわゆるフェーズフリーという考え方が今注目されているということを知りました。これは、例えばバリアフリーが、段差の解消など障がいの有無にかかわらず、誰にとっても使いやすい建物や街づくりを目指しているのと同じで、日常と災害の時の非日常を区別せず、時間的なフェーズにおいていずれの場面でも使えるという考え方と思います。これは具体的に申し上げますと、先日の千葉県で起きた大規模停電の時に、防災倉庫に発電機が半数以上使われず残っていたという状況があります。これはとにかく災害時の時にしか使わないという想定の中での形だったのかなと思われまます。こういったところをそのフェーズフリーという考え方で進めていくべきかなと思っておりますが、理事者のほうで何かこういったことを把握されているということがあれば教えていただきたいと思います。

坂東危機管理部次長

フェーズフリーという考え方について御質問を頂きました。委員がお話のとおり、フェーズフリーと言いますか、日常と非日常、災害時、これをいずれにおいても使えるというふうな考え方です。一部の企業においては、既に商品化されているようでございます。例えば、今、防災倉庫の発電の話もありましたけれども、例えば停電が長期間続いた場合に備えまして、非常用発電機の代わりに、例えば日常的に使えるプラグインハイブリッド

の自動車です。こういった物を活用するのをフェーズフリーの一つというふうにされているところがございます。この考え方では、そういうふうな具体的な商品だけでなく、サービスといった物も含めた社会の中のいろんな要素、これについてフェーズフリーというものに置き換えていくことで、防災の取組というものを日常的な価値に置き換えて、最終的な社会全体を強靱な場にしていこうというふうな考え方と聞いております。

北島委員

フェーズフリーの考え方について御答弁を頂きまして、非常に御理解いただいているというふうに思われます。こうしたフェーズフリーの考え方というのは、日常、非日常問わず、効率的に取り組める、また無理のない防災・減災対策と思います。そういった面からも、これから取り組む事前復興にも生かせるのではないかなど考えております。今後県として、その施策への反映を十分に検討していただけたらなと思いますが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

坂東危機管理部次長

フェーズフリーの考え方を、事前復興の取組の中で活用していくかどうかという御提案でございます。フェーズフリーにつきましては、今でも例えば強靱な街をつくるというハード面の対策をしておりますけれども、今回の復興指針では、それに加えて住まいや暮らし、いわゆる生業といった様々なソフト面の対策についても、事前復興という形で進めて行くことで、いざ被災した後の復興を速やかに進めていくことを目的としています。フェーズフリー、先ほども委員から無理のない防災・減災対策ではないかということで御指摘がありました。我々が進めてきました防災・減災施策に加えて、この段階でも普段使いという言い方でこれまでも心がけてはいるのですけれども、一歩進めて、行政だけでなく、広く県民の方々にも広めていけることではないかというふうに考えております。先ほどの車の事例だけではなく、いろいろな小物、グッズのようなものについても、フェーズフリーの考え方が実現しているようでございます。建物についても、一部そういった考え方を取り入れているようなプロポーザルがあると聞いております。今後、事前復興をはじめ県内の防災・減災施策に活用していけるように、具体的にどのような形、先ほどのプラグインハイブリッドなどは分かりやすい例なんですけれども、他にもどういったところで活用していけるのか研究をしてまいりたいと思います。

北島委員

今、特に南海トラフ巨大地震をメインに考えられておられますけれども、先般、千葉の災害もありました、いろんな災害に対応できるように、県民の暮らしに直結する問題でございますので、そうした考え方を十分に検討していただきまして、進めていただけたらなと思います。

仁木委員

私からは、事前委員会の場で達田委員の関連で申し上げました、津波避難タワーの備蓄倉庫の件についてと津波避難タワーについてお伺いしたいと思っております。その後、関連の質

問もさせていただきたいと思います。高知県の津波避難タワーも見に行かせていただきましたが、避難されて1番上のほうで、何時間か、何十時間か、避難で滞在ができる、そのような対応というか、設備が必要なのではないかと、というのが事前委員会で議論になったわけだと思います。その際に御答弁では、市町村が設置している防災倉庫がありますから滞在はできるようになっていますと。全てにおいて設置されているという答弁にはなっていないんですけれども、実際設置されていない津波避難タワーがあったり、津波避難タワーに設置されている防災倉庫の箇所も把握ができていないということでありましたので、事前委員会の時に御依頼をさせていただきましたので、どのような状況になっているかということをお聞かせ願いたいと思います。

あと、もう一つの関連なのですけれども、今日の質疑を聞いておりましたら教育委員会さんのほうで、達田委員の質疑にあった学校関連施設の耐震化に関する答弁がありましたけれども、この質疑は請願の内容と一致しておりまして、私が前回からこの請願の審議をする際に、ここの1番の部分については、羽ノ浦の体育館も決まっている状態なので、100パーセントになるというようなことでありました。その認識でありましたので、1番については請願として採択するべきものでもなくてもいいのではないかと、というような考え方もありました。それが6月議会までの流れでありますけれども、今日の質疑を見ていましたら、学校関連施設を体育館等ということで書いてありますので、今日の御答弁がありました200何箇所あるうち27か所が耐震診断を受けている。耐震化を進めるか、進めないということをいつまでにとどのような質疑が先ほどありましたけれども、そこで御答弁を頂かないというのは、急には仕方がないと思います。しかしながら、耐震診断が1割しかできていないということについては、耐震診断は1年以内に行うとか。1年以内というのは根拠があります。次年度に向けての予算要求に、どれぐらい上げるかということですが、これぐらいの時期までに耐震診断をしなければならぬ。率を上げていかなければならないのではないかと、私は思うわけでありまして、この耐震化をいつまでにとよりも、耐震診断をいつまでにしてしまうというようなめどというのを、検討していただかなければいけないのではないかと、今日の議論を聞いて思いました。この請願というのは、聞くところによると、私の任期が始まる前からずっと挙がっているというようでもありますから、こういうような議論になるということは想定されていたと思います。ここは、実態を調査して、踏まえていただかなければならぬのではないかなと思いますので、その点について耐震診断をいつまでにするというめどというのを、踏み込んで御検討いただきたいと思います。それについて御所見をお願いいたします。2点です。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、仁木委員から津波避難タワーにおける備蓄倉庫の状況について御質問を頂きました。事前委員会の時にはまだ調べておりませんでした。現在、全市町村を対象に水、食料を中心とした物資の避難場所の状況について照会しているところでございます。結果がまとまり次第、御報告させていただきたいと思っております。

藤本施設整備課長

ただいま、仁木委員より、努力義務がある小規模建物の耐震診断について、いつまでに

という目標を掲げるべきという御質問を頂きました。繰り返しになると思うのですが、努力義務があるということで、耐震診断を平成28年度から計画的に実施しているところでございます。ただ、耐震診断の規模などにもよるんですけれども、診断費用がかなりかかりますので、今残りの240棟ぐらいをいつまでにというのは、今ここではなかなか明言はできないのですが、使用状況などを考慮しながら優先順位を付ける必要があると思っております。そうは言いながらも、速やかに耐震診断をする必要があるという認識はございます。あと、学校施設の長寿命化計画、これは今年、長寿命化事業ということでスタートしたところでございますので、そういった長寿命化事業とも合わせて視野に入れて、今後できるだけ速やかに計画的に進めてまいりたいと考えております。

仁木委員

先ほどの御答弁で長寿命化の計画というのがありますから、それに平行して、この耐震診断100パーセントに向けて計画してほしい。これも強く要望したいと思います。請願の部分についても、今まで私が理解していたのと少し内容が異なってきますので、十分慎重に請願内容についても議論していかなくてはいけないというように、今日の議論を見て思いましたので、そのあたりについても強く求めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

あと津波避難タワーについては、是非とも市町村に調査をしていただきたいと思っております。地元で恐縮ですが、阿南市の津波避難タワーは2か所ありますけれども、備蓄倉庫を付けていない所もございまして、そういった状況もありますから。それと、今県内では何箇所の津波避難タワーがあるのでしょうか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

県内の津波避難タワーの設置数でございますが、現在11か所に設置されております。阿南市には2か所ございます。

仁木委員

11か所ですので、やろうと思えば早く調査できると思えますし、備蓄倉庫を付けてないのであれば、管理されているのは多分市町村になると思っておりますので、備蓄倉庫についても設置を促すような依頼なり何なり、御協議をお願いできればと思っております。その際には、位置的な問題も考慮して事前委員会の御答弁でもありましたように、避難した上のほうで滞在ができることがいいことであれば、そのような方策を協議していただければなと思っております。もう1点、津波避難タワーについてお伺いいたしますけれども、津波避難タワーが県内に11か所あるというようなことでありますけれども、津波ハザードマップでの浸水想定の中でカバーできてないエリアというのはあると思うのですが、これも市町村からの要望がなかったら、要望というか計画がなかったらできないと思うのですが、全部が全部カバーできてないというように見受けられるのですが、県としてはカバーできているような認識をされているのかどうかお聞かせ願えるでしょうか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、委員からハザードマップによる浸水区域の中で津波避難タワー、若しくはいろいろな施設があると思うのですけれども、避難するための方策が整っているかという御質問かと思えます。浸水区域の中で津波が押し寄せてくるまでの時間のうちに安全な所へ逃げる、若しくは区域の中でも、今の津波避難タワーのような所で命を守るというような手法の計算でいきますと、現在津波のおそれがある10市町のうち、全ての所で避難が可能だということにはなっておりません。実際にはできていないところが存在するのは、そのとおりでございます。

仁木委員

時間も押し迫っておりますので、これで終わりたいと思えますけれども、津波避難タワーが11か所できているが、今進んでいるというか、事業計画が立っているような所が多分無いのではないかなと思うのです。市町村もいろんな場面でそういうような依頼なり何なりというのが出てきた際には、円滑に進むように対応していただきたいと思っております。また、今後の議論も含めて深めていきたいと思えますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

西沢委員長

この前、高知県のほうに防災委員会で視察に行きまして、本当に高知県はいろんなことをやっているなど、独自の事業もかなりやっているなどという感じがしました。今、話があった津波避難タワーも3年間で110何基造っていきまして、同じ場所で3か所ぐらい見える所もあったように思います。それも事業費が県が3割負担、国が7割負担で市町村がゼロ負担ということで、すごいことをやっているなど。津波避難タワーだけでなく、防災関連全般でやっているということでお聞きしました。徳島県でもこういうのはできないのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

委員長から高知県での津波避難タワーの整備につきまして御質問を頂きました。確認しましたところ、高知県では、平成25年から27年度ではありますけれども、高知県津波避難対策加速化臨時交付金という制度を設けまして、市町村が緊急防災対策事業債を活用して津波避難施設を整備した場合、翌年度に実質的な負担金相当額を県から交付していたということをお聞きしております。本県でも同様の取扱いが可能かどうかにつきましては、個別に総務省と協議が必要なことでもございますので、お答えするのは差し控えさせていただきますと考えております。

西沢委員長

早急にお願いします。他県がやって徳島県ができないということは多分ないと思うので、市町村負担がゼロであったら、やらなければいけないことが一発にできますよね。それは金額にもよりますが、高知県がやったのだから徳島県もやってもらわないと。負けてはいけないと思えますので、一つよろしくお願いします。

それから、先ほどの自宅の耐震改修、前に高知県では自己負担がゼロの耐震改修のやり

方をしているということも聞きました。もしそうだとしたら、かなりやるところも増えてくるし、先ほども話がありましたように、率先して、どうですかと言って耐震改修を勧めに行く。そういう人間がいる地域が非常に進んでおり、高知県でも地域によってすごく進んでいる所と、あんまり進んでない所との差は進め方だというふうな感じました。進め方と、進めるに当たって自己負担がゼロでいけるような対策、先ほども話があったように同じ人が耐震診断から改修までをやるというようなことも含めて、やり方によっては、非常に進むという事例を見せていただいたのかなと思います。是非徳島県でも他県でやったことではありますけれども、良い例は参考にしてはどうでしょうか。

高島建築指導室長

委員長から高知県の進んだところの耐震化に対する取組について参考にしてはどうかということでございます。高知県には何回か先進地視察に行っておりますが、市町村個別に、例えば黒潮町など更に耐震化が進んでいる所にも視察に行つて勉強してまいりたいと考えております。

西沢委員長

他県がやって良い例というのは、本当に参考にしてどんどん進めていくということをやっていたきたいなと。そういう意味では今回高知県でいろんなことを考えさせていただきましたので、良かったかなと思います。それから先ほど、県とか市町村とかが災害が起きた時の食料の備蓄とか、一体何日分ぐらい備蓄することになっているのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

食料、水等の備蓄についての御質問でございます。徳島県と市町村におきましては、災害時総合相互応援連絡協議会におきまして、平成26年3月に南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針というものを定めております。

西沢委員長

いや、民間ではなくて県とか市町村の職員そのもの。職員の中での必要な備蓄というのはどれだけされているのですか。何か決め事などがあるのですか。

坂東危機管理部次長

基本的にBCPの中では三日分を想定しております。これについては、四日目以降は南海トラフ地震に関して国のプッシュ型支援が入って来ることが想定されていますので、現時点では三日を想定しております。

西沢委員長

入って来ないことは、想定していないのですか。

坂東危機管理部次長

今後、長期の支援の遅れにつきましては、検討してまいりたいと考えております。もち

ろん、その想定をしていないというわけではなく、まずは三日分について先行しているという状況でございます。

西沢委員長

想定外でしたと言って、皆さんが飢えるようなことがあったら困りますよね。当然ながら、県と市町村だけではなくて、県民の方々にそういうことがあってはいけませんので、三日とか、一応決めていることがあったりしても、それ以上の備蓄をできるだけ目指すと、もう一つの目標みたいなのが必要ではないかなと思います。

それから、この前からずっと言ってきました、酸素ですね、自宅での人工呼吸器の問題ですけれど、何人かに聞いたのですけれども、どこからも何の話も無いと、相談も無いということで、その方々は不安がっております。その時はこうするのですよという話を決めて、その方々に説明をして、そうできるような体制作りをしてほしいなと思います。非常に不安がっておりますよ。いかがですか。

井上広域医療室長

先ほど西沢委員長のほうから、在宅酸素をされている方々についての災害対策ということでお話を頂きました。在宅酸素療法を行っている方々につきましては、平時から外出時には小さな酸素ボンベを使っており、予備酸素ボンベも含めまして、一時的な対応準備は、個別的になされているところではございますが、災害時に在宅酸素療法の方々を受け入れ可能な医療機関につきまして、自家発電の整備や充実など、検討を進めていく必要があると考えておりますので、こういった部分につきましては、医療機関や、市町村、また事業者と連携いたしまして、こういったところに避難すれば大丈夫かということも含めまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

西沢委員長

酸素を吸っている方々自身に、きちんと説明して、こういう時にはこうするのですよという話をしなかったら非常に不安がっているということを書いてるわけです。当然、その場でできる対策というのは持っておかないといけないですけど、聞いてみたら、一つのボンベで、最長でも20時間ぐらいしか持たないということを知りました。じゃあ、その酸素はどこから来ているのですかと聞いたら、ある業者は岩国市と言っていました。全国で岩国市だけでしか作っていない。全国で50パーセントのシェアを持っているところです。そこで徳島県はと聞くと、徳島市内に支店があるだけだと。市内の支店には多少保管していても、海部郡とかには災害の時は車を走らせられません。やはり、その場その場で生き延びていける状況を作らないといけない。人によったら、酸素が切れたらその場で命が終わりということになります。1本で最長でも20時間ということは、10時間ぐらいの人もいるわけです。本当に待たなしの、ごたごたの中でも、酸素をきちんと確保しなければいけないということですから、そういう対策ができるように、もっときちんと計画を立てなければいけない気がします。それをきちんと説明すると。多分自宅でだけでは無理で、周りの人が応援で車から電源を取って酸素を作るとか、いろんなことがあると思います。周りの方々の応援体制、また病院の応援体制などいろいろあると思うので、きっちりでき

るように計画を作って、説明していくということをお願いしたいなと思います。これは、お願いだけにしておきます。

最後になりますけれども、停電の事がいろいろとされています。前から言っておりますが、アンテナというのは山の上のほうに大体あります。道なき道みたいなどころにあるのです。私が知っている所はそうでした。そこで、じゃあ、どれぐらい電源が持つのかなと。山の上のアンテナは電気が止まっている場合、バッテリーで二日持ちますか。大体何日持ちますか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

何時間持つかという数字は把握していませんが、委員長の御指摘のとおり基地局の電源の確保については、非常に大事な事だと思っております。東日本大震災の際に、時間の経過とともに基地局の機能が低下していくということが言われており、その間の家族間の安否確認が大事だと思いますので、この点、携帯が使えるような方法を検討してまいりたいと思います。

西沢委員長

普通の人には知りませんよね。私らは携帯を持っておりますけれども、安否確認を携帯で送るサービスがありますよね。これ、皆さんどう思っています。これでやったら、例えば二日三日四日後でもいけると思っていますか。山の上のアンテナの電源が切れたらどうなります。アンテナ車が来ると言っていましたけど、アンテナ車を全県にたくさん配置して、交通がどうなるか分からない状態の中で行けると思っていますか。アンテナの電源が切れたら、多分、携帯は不通になるんじゃないですか。ということは、安否確認などもアンテナの電源が切れるまでにやっておかないと無理ではないのですか。坂東次長さんいかがですか。

坂東危機管理部次長

通信途絶に関しましては、商用電源が切れた場合に、中継局の中にそれぞれ備蓄をしておりますバッテリー、若しくは発電機の容量が終わりますと、それまでに電力会社側での復旧工事が完了していなければ、中継ができなくなる。つまり、携帯電話でいえば、圏外になります。中継局が停波した時は、東日本大震災の場合で言いますと、大体長くて1日ぐらい、中には12時間や6時間でそれぞれの中継局が次々に落ちていって、最大の停波局数だったのが1日程度であったというのが総務省の調査で分かっております。したがって、安否確認については、ダイヤル171でありますとか、災害用伝言ダイヤルといったものを、防災センター等で機会を捉えて周知をしております。けれども、長期停電になった場合に備えてできるだけ早く、まずは避難をしていただく、安全な場所に行く前に安否確認をしていて被災をするというのは避けないといけませんので、一旦、安全な場所に辿り着いた後には、速やかに安否確認を行うということについても、併せて啓発してまいりたいと考えております。

西沢委員長

当然ながら、最優先に逃げないといけない。もう一つは、昔だったら一発に皆が電話を

かけたらパニックになって、アウトですけれども、今は、そんなことはないですよ。皆が一斉に掛けてもいいですよ。ということは、逃げて安全な所に行ったら、安否確認で安全だという情報を流すと。それが下手したら10時間、12時間でアンテナの電源がなくなってしまいます。この情報というのは広める必要があるのではないですか。どこの地域はこのぐらいでバッテリー切れますよとか。そうでなかったら、いつまでに安否確認をやっていいか分かりませんので、1日待ってもいいのか、下手したら、10時間、12時間で切れますよというのだったら、それまでに安否確認をしないとイケない。これは情報を流してくれるのでしょうか。

坂東危機管理部次長

携帯の中継局につきましては、徳島では主に3キャリアそれぞれで整理をしております。どこが何時間持つかは、その時の停電の状況でどこが被害を受けるかということにもよりますので、必ずしも地震が揺れたらここは何時間で終わるという話ではございません。委員長の御指摘のとおり、速やかにという話で言えば、今は、東日本大震災の時と比べるとかなり長時間化の対策を進めておると聞いておりますので、それぞれの3キャリアと情報交換をしながら、啓発に努めてまいりたいと考えております。

西沢委員長

こういうことは、あまり知られてないですよ。放送関係の人も、自分らの携帯が通じませんよ。一生懸命メモしても、情報を流せません。放送関係の人は、そんなことも考えておかなければいけないと思いますよ。アンテナ車が行ったり、依頼したらそこだけではできません。だから、情報も聞けなくなるし、当然ながら聞くほうのバッテリーはいけても、流すほうが流せない。だから、情報の仕入れができなくなる。どんな状態になっているのかも分からないかも。そんなことも考えながら、事前対策を皆さんに知ってもらって、きちんとやってもらいたいなというふうに思います。

西沢委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

この際、各委員にお伺いいたします。ただいま、扶川委員から発言の申し出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき、答弁を含めおおむね15分とする申し合わせがなされておりますので、よろしくお願いたします。それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

簡単に少しだけ。経験に基づいたことから、先にお尋ねしますが、この間、千葉県の鋸南町にボランティアに行っていました。一つは行く時に、NEXCOの高速道路無料化措置を使わせていただいたのですが、何しろ初めて使うもので、ネットで登録をただ

けなので、本当にこれで無料になるのか、ハラハラドキドキしながら行きましたけど、最終的には、行き帰り無料だったんです。こういうボランティアを送るための情報提供、徳島県のホームページにきっちり載せていただいて、スムーズに行っていただけるように環境整備をお願いしたいということが一つ。

もう一つは、現地に行きますといろいろな需要があるのですが、例えば、あの程度の規模の災害であると、原則、県外からのボランティアは、受入れをしていないんです。ところがこれは原則でございまして、よく話を聞くと、現地ではトラックが足りないので、トラックに乗って行くといくらでも仕事があるんです。それから、私も現地で経験しましたが、風で倒れた農業用の金属の柵みたいな物を撤去するのにカッターが要るのですが、そういう物を切る道具を持って行ったら、是非来て下さいという話でした。適切な支援の際に、情報発信をすることで、ボランティアが受入れされ易くなるというのを経験しました。我々が今度支援を受ける時にも大事ですので、そういう双方の情報発信というのをきちんとやっていただきたい。そのあたりの事を一言、教えてください。

頭師保健福祉政策課長

ただいま、扶川議員のほうから、まず1点目は、高速道路の災害ボランティアに対する無料化措置の情報提供という御質問でございます。この災害ボランティアに対する高速道路無料化措置の手続ですが、本年7月1日で、それまでの方式が簡略化されまして、利用者が通行する高速道路会社のホームページから、災害派遣等従事車両証明書を取得することが可能になったというものでございます。こうした措置の簡素化につきましては、本年6月12日付けで全国社会福祉協議会から各都道府県の社会福祉協議会に通知されまして、県社会福祉協議会から各市町村社会福祉協議会にも、周知が図られているところでございます。今後も、各市町村社会福祉協議会で実施する災害ボランティア講座などの機会を通じまして、この周知を促してまいりたいというふうに考えております。

2点目でございますが、ボランティアのニーズと、そのマッチングするための適切な情報提供をというお話でございます。災害ボランティア活動を地域で迅速、かつ、スムーズに展開されるように、災害ボランティアセンターの体制というものも、県におきましても整えております。被災市町村におきまして、市町村災害ボランティアセンターが設置されまして、被災者の支援ニーズの把握、それからボランティアの受付、マッチングというのを行うとともに、県社会福祉協議会が運営する県災害ボランティアセンターを県立総合福祉センターに設置しまして、その災害ボランティア活動状況の把握であったり、災害ボランティアの過不足状況の把握、また、市町村センターにおける設置状況、ボランティア募集の情報といったものを発信しております。

今、扶川議員からお話がありましたように、混乱した被災地で正確なニーズがボランティアセンターに届かないというようなことは、重要な課題であろうかと思っております。こうしたことから、本年9月1日に阿南市で行われました県総合防災訓練で行いました災害ボランティアセンターの運営避難訓練では、日常の地域福祉活動によりニーズの優先度を把握しています福井町の民生児童委員、それから婦人会、地区サロンなど地域住民の皆様に御参加いただきまして、地域の課題解決の観点でコーディネートして、多数のボランティア活動を作り出す、コミュニティマッチングというような手法であります。これを取り入

れた訓練を実施しております。県社会福祉協議会におきまして、年間で4回、県内の4圏域で、こうした災害ボランティアセンターの設置運営訓練を行っております。今回実施したような必要な支援が円滑に受け入れられるかという受援力の向上を意識したような訓練を、今後とも県としても支援してまいりたいというふうに考えております。

扶川議員

現場へ行きますと本当に混乱してまして、マッチングでかなり時間がかかるんです。実際に現場へ行くと人手はたくさんいるんですよ。ところが工具がそろっていないことはよくあります。そのお宅にある電動のカッターを使って鉄のパイプなどを切って、何とか対処しましたけど。これ先ほど、北島委員がおっしゃっていたフェーズフリーの考え方に通じるところなんですけど、それぞれの家あるいは社会福祉協議会で、いざという時に災害をイメージして、適切な工具類などがそろっていると非常に役に立つんですね。茨城県の常総市でも水害が起きましたけれど、あの時に一番役に立ったのが高压洗浄機です。あれで床の泥を吹き飛ばすと、すごく簡単に飛ばすことができます。ところがデッキブラシでいくらやってもきれいにならない。そういうふうな経験もしました。現地のそういう苦労の状況というのは、災害が起こるたびに日本全体で経験が蓄積されていると思うんですけど、それを我々が情報収集して、いろんなパターンの災害が起こった時にどれにも対応できるというふうにしておくべきだと思うんですけども、今、情報収集の状況、どんな災害が起こった場合も、例えば千葉の場合も茨城の場合も九州の場合も、そういう所の情報を丹念に集めて分析して、準備をされるべきだと思うのですが、どの程度そういう取組をされているのかお伺いします。

頭師保健福祉政策課長

災害時のボランティアに関するニーズ、またその状況をどれくらい把握しているかということでございます。先ほど私から申し上げました、県災害ボランティアセンターは、県社会福祉協議会が運営しておりますが、この県社会福祉協議会は昨年、平成30年に愛媛県大洲市の豪雨災害でも、実際に現地の災害ボランティアセンターを支援するという出向いております。そうしたところ、被災地住民とスムーズな意見調整には非常に課題があるというふうなことを、現地で実感をしてきたところでございます。こうしたことを生かしながら、今年度の災害ボランティアセンターの設置運営訓練でも先ほど申し上げたような、そのニーズをくみ上げる、そしてマッチングをできるだけ適切に行う、そうした訓練の実施に至っておるものでございます。今後ともこうした情報、過去の災害の経験を生かしながら、ボランティアセンターでの訓練の充実というものに努めてまいりたいというふうに考えております。

扶川議員

もう一つ御紹介しますが、この間支援に出たところなんですけど、ごみの処理でトラックを持って行きましたので、どっさりトラックに載せたんです。それで集積所まで運んで行きました。それぞれ物によって集積される場所があるので分けて降ろしていくのですが、これは受け取れませんと言って、持って帰られるんですよ。生活ごみが紛れ込んでいた

ら災害ごみではないので、これは受け付けませんという事で、地元のボランティアは非常に怒っておりました。これも災害の規模によって違うのだろうけれど、真備町みたいな所にそれこそごみがずっと道路の際に山積みになっていて、片っ端から持って行かないことにはとても片付かなくて、住民が放り出しているわけです。それぞれの家から持ち出すことは前はなかったので、こんな対応をしてもらえませんでした。例えばこういうことでも、災害の規模とか状況によって対応が変わらないといけないのですが、すべてを災害ごみとして受け入れるのか、家庭ゴミをちゃんと分けるのか、千葉の場合は、屋根から雨漏りしてきた水でやられているので、やられてないごみはあるわけです。この濡れたものと濡れていないものが一つの部屋の中に一緒にあるわけです。それをこの部屋のもの駄目だから運び出すとなると、それを分別してこれは生活ごみの日に出してくださいとなるわけです。非常に細かい話ですけど、現場に行かないと分からないような対応の仕方というのはあります。そんなことも日頃からちゃんと研究して、災害の規模によってどう対応するかということを市町村のほうで、それに、それぞれの社会福祉協議会での確な対応ができるように訓練ないし、意思統一をしておくべきだと思うんです。意見として申し上げておきます。

もう一つは、河川の事をお聞きしたいのですが、もう時間が無いので、一言だけ。近年、想定外の水で堤防が決壊して、大被害が出たりしていますけど、九州などもそうなんですけど、国の河川の予算というのが、充実をしていると聞きました。そもそも今、防災対策としてここまでやろうというレベルが上がったんですか。例えば、計画流量がこのくらいで、水位がここまで上がるのを許容する、しないという話がずっとあると思うんですけど、河川によってレベルが付いていて、緊急にやるべき河川と後回しでやる河川とあると思うんですけど、そういう仕組み自体が変わったんですか、変わってないんですか。それから予算がどうなったんですか。もう時間が無いので、まとめてお願いします。

赤堀河川整備課長

ただいま、扶川議員から、近年の災害により、河川の防災の基準が変わったのかという御質問でございます。例えば、那賀川の和食・土佐地区で、平成26年、27年と大きな浸水被害を受けまして、再度災害防止ということで、床上浸水対策特別緊急事業を進めております。これは再度災害防止という観点で、同じような規模の災害が起こった時に、再度被害を受けないようにするという事で、特に基準が上がったわけではないと考えております。

もう1点、予算のお話でございます。平成31年度当初予算における一般公共、県単公共预算を合わせました河川事業費につきましては、約73億7,000万円でございます。これに、平成30年度の補正額約49億円を加えた15か月型^{じん}県土強靱化予算額は、約123億円になってございます。これは、前年度予算、平成30年度当初予算の約53億円と平成29年度の2月補正額の約43億円を加えた前年度14か月型予算96億円と比較しまして、約128パーセントの額となっております。この14か月型予算の96億円でございますけれども、さらに前年の平成29年度の当初予算約43億円と比較いたしまして、約186パーセントの額ということで、2年連続して大きな大幅な増額となっているところでございます。

先ほどのもう1点、基準が上がったのかというお話ですけども、県の河川の改修につい

では、それぞれの河川ごとに社会の状況や地域の状況などを踏まえて整備を進めておりますので、災害を受けた河川においても、大きな考え方というのは変わっておりません。ただし、今回の那賀川で戦後最大流量が流れたということもありまして、河川整備計画を変更した事例はございます。

扶川議員

県土整備委員会とか、この防災対策特別委員会でまた言っていきますので、その時にお尋ねしますので、資料提供を頂ければと思いますが、地元の大坂谷川などで、堆砂が溜まっているのではないかと住民の不安の声があるわけです。そういうものに対してせつかく予算が増額されているわけだから、積極的に対応して欲しいのだが、それができるかということ、お尋ねしました。また今後聞いてみますので、よろしくお願ひします。

西沢委員長

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第1号の3、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現すること。につきましては、県立高校においては、発災時の生徒の安全確保はもとより、地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから、高校再編を進める中で、最優先課題と位置付け、学校施設の耐震化を進めてきた結果、平成30年度末に阿南光高校新野キャンパスのとくしまイノベーションセンター棟の耐震改修が完了し、統合により閉鎖した本館など残り9棟を除くと、平成31年4月1日現在で、県立高校施設の耐震化率は100パーセントとなりました。また、特別支援学校につきましては、平成27年度末に池田支援学校美馬分校の耐震改修が完了し、全ての学校の耐震化を完了しております。また、公立小中学校の耐震化については、平成31年4月1日現在で、耐震化率は99.5パーセントとなっており、耐震化が完了していない棟は、1,016棟中5棟であり、5棟のうち3棟は今年度完成予定で、残り2棟は、改築予定があると聞いております。県としては、残りの工事が円滑に実施されるよう引き続き市町村に対して、指導・助言等に努めてまいりたいと考えております。

②巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすること。につきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が、主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための、指針を示して、避難・防災体制の構築を促し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて地震津波からの避難経路や避難場所を設定しており

ます。避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第1次避難場所、第2次避難場所を設定し、それを踏まえての実戦的な避難訓練等を繰り返し、年度ごとに学校防災計画の見直しや改善を重ねております。今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

西沢委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

西沢委員長

意見が分かれたので起立により採決いたします。お諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第1号の3

西沢委員長

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(12時35分)